

※下表の物質を、届出数量以上の貯蔵又は取扱いをする場合、貯蔵又は取扱いしているものを廃止する場合は、圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書の提出が必要となります。

消 防 阻 害 物 質

番号	物 質 名	届出数量
1	圧縮アセチレンガス	4 0 kg
2	無水硫酸	2 0 0 kg
3	液化石油ガス	3 0 0 kg
4	生石灰(酸化カルシウム80%以上を含有するものをいう)	5 0 0 kg
5	水銀	3 0 kg
6	セレン	3 0 kg
7	ひ素	3 0 kg
8	モノフルオール酢酸	3 0 kg
9	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	3 0 kg
10	五塩化りん及びこれを含有する製剤	3 0 kg
11	三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	3 0 kg
12	三塩化りん及びこれを含有する製剤	3 0 kg
13	三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤	3 0 kg
14	シアン化水素及びこれを含有する製剤	3 0 kg
15	シアン化ナトリウム及びこれを含有する製剤	3 0 kg
16	シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	3 0 kg
17	シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	3 0 kg
18	シアン化銀及びこれを含有する製剤	3 0 kg
19	シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	3 0 kg
20	シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	3 0 kg
21	シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	3 0 kg
22	シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	3 0 kg
23	シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	3 0 kg

24	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(ジチアノン 50%以下を含有するものを除く)	30kg ※50%以下は200kg
25	塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	30kg
26	酸化第二水銀及びこれを含有する製剤 (酸化第二水銀 5%以下を含有するものを除く)	30kg
27	硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	30kg
28	亜ひ酸及びこれを含有する製剤	30kg
29	三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	30kg
30	ひ化水素及びこれを含有する製剤	30kg
31	ひ酸及びこれを含有する製剤	30kg
32	ふっ化水素及びこれを含有する製剤	30kg
33	ヘキサキス(β , β -ジメチルフェネチル)ジスタン ノキサン(別名酸化フェンブタスズ)及びこれを 含有する製剤	30kg
34	ホスゲン及びこれを含有する製剤	30kg
35	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	30kg
36	モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有す る製剤	30kg
37	りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有す る製剤	30kg
38	りん化水素及びこれを含有する製剤	30kg
39	クロルスルホン酸	200kg
40	クロロホルム	200kg
41	臭素	200kg
42	発煙硫酸	200kg
43	モノクロル酢酸	200kg
44	よう素	200kg
45	塩化亜鉛	200kg
46	酢酸亜鉛	200kg
47	硫酸亜鉛	200kg
48	りん酸亜鉛	200kg
49	アクリルアミド及びこれを含有する製剤	200kg
50	五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	200kg

51	三酸化アンチモン	200kg
52	酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	200kg
53	アンモニア及びこれを含有する製剤 (アンモニア30%以下を含有するものを除く)	200kg
54	一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	200kg
55	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	200kg
56	塩化水素及びこれを含有する製剤 (塩化水素36%以下を含有するものを除く)	200kg
57	塩素	200kg
58	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	200kg
59	酸化カドミウム	200kg
60	硝酸カドミウム	200kg
61	硫化カドミウム	200kg
62	クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	200kg
63	クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	200kg
64	クロム酸鉛及びこれを含有する製剤 (クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く)	200kg
65	四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	200kg
66	クロルピクリン及びこれを含有する製剤	200kg
67	クロルメチル及びこれを含有する製剤 (容量300ml以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル50%以下を含有するものを除く)	200kg
68	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	200kg
69	2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	200kg
70	4-クロロ-2-フルオロ-5- [(RS) - (2・2・2-トリフルオロエチル) スルフィニル] フェニル=5- [(トリフルオロメチル) チオ] ペンチル=エーテル (別名フルペンチオフェノックス) 及びこれを含有する製剤	200kg
71	けいふっ化水素酸及びこれを含有する製剤	200kg
72	けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	200kg

73	けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	200kg
74	けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	200kg
75	五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)及びこれを含有する製剤(五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)10%以下を含有するものを除く)	200kg
76	三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	200kg
77	シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く)	200kg
78	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)50%以下を含有する製剤	200kg ※50%以上は30kg
79	四塩化炭素及びこれを含有する製剤	200kg
80	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤(ジメチルアミン50%以下を含有するものを除く)	200kg
81	塩化第一すず	200kg
82	塩化第二すず	200kg
83	硫酸第一すず	200kg
84	塩化第一銅	200kg
85	塩化第二銅	200kg
86	硫酸銅	200kg
87	一酸化鉛	200kg
88	塩基性けい酸鉛	200kg
89	けい酸鉛	200kg
90	酢酸鉛	200kg
91	三塩基性硫酸鉛	200kg
92	シアナミド鉛	200kg
93	ステアリン酸鉛	200kg
94	鉛酸カルシウム	200kg
95	二塩基性亜硫酸鉛	200kg
96	二塩基性亜りん酸鉛	200kg
97	二塩基性ステアリン酸鉛	200kg
98	二酸化鉛	200kg
99	塩化バリウム	200kg

100	カルボン酸のバリウム塩	200kg
101	水酸化バリウム	200kg
102	炭酸バリウム	200kg
103	チタン酸バリウム	200kg
104	ふっ化バリウム	200kg
105	メタほう酸バリウム	200kg
106	ピロカテコール及びこれを含有する製剤	200kg
107	オルトフェニレンジアミン	200kg
108	メタフェニレンジアミン	200kg
109	ブロム水素及びこれ含有する製剤	200kg
110	ブロムメチル及びこれを含有する製剤	200kg
111	1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれ含有する製剤	200kg
112	ほうふっ化水素酸	200kg
113	ほうふっ化カリウム	200kg
114	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤 (ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く)	200kg
115	メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤 (メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有するものを除く)	200kg
116	2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸) 及びこれを含有する製剤	200kg
117	メチルアミン及びこれを含有する製剤 (メチルアミン40%以下を含有するものを除く)	200kg
118	4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤 (4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く)	200kg
119	硫酸及びこれを含有する製剤 (硫酸60%以下を含有するものを除く)	200kg
120	りん化亜鉛及びこれを含有する製剤 (りん化亜鉛1%以下を含有するものを除く)	200kg

R 6. 8. 30 公布 (フルペンチオフェノックス等追加、R 7. 3. 1 施行)

カルボン酸のバリウム塩の例

2-エチルヘキサン酸バリウム、30%キシレン溶液
DL-フルオロクエン酸バリウム
DL- α -ヒドロキシ酪酸バリウム塩
アクリル酸バリウム (モノマー)
エチレンジアミン四酢酸ニナトリウムバリウム四水和物
1-カルボキシ-4-ヒドロキシ- α -オキソ-2,5-シクロヘキサジエン-1-プロパン酸バリウム
しゅう酸バリウム-水和物
ギ酸バリウム
酢酸バリウム
乳酸バリウム
コリスミ酸バリウム
オキサロコハク酸バリウム
酒石酸バリウム
シクロヘキサン酪酸バリウム
クエン酸バリウム七水和物
ナフテン酸バリウムトルエン溶液
ステアリン酸バリウム